



果実とやすらぎの里・仁木町

Niki

議会だより にき

ぶち通信

議会報告・意見交換会速報号

2019.3.7

発行／仁木町議会

編集／議会広報編集特別委員会

議会活性化特別委員会

〒048-2492

北海道余市郡仁木町西町1丁目36番地1

TEL 0 13 5 - 3 2 - 3 9 5 4

FAX 0 13 5 - 3 2 - 3 9 6 3

gikai02-niki@town.niki.hokkaido.jp



ご出席いただき、心より感謝申し上げます。

議会報告・意見交換会を開催

平成31年2月16日（土）町民センター交流ホールにおいて、4回目となる議会報告・意見交換会を開催いたしました。

今回の議会報告・意見交換会は、議会活性化の取組のひとつとして制定を目指している「議会基本条例」をテーマに実施し、様々なご意見を頂戴しました。いただいたご意見等を今後の取組に活かし、更なる議会活性化につなげてまいります。

また、ご参加の皆さまに協力いただきました、議会報告・意見交換会アンケートの集計結果を、議会だよりぶち通信において、速報号としてお知らせいたします。

なお、詳細な内容は、5月発行予定の議会だより122号に掲載いたします。

知ってください、議会のこと。
聞かせてください、皆さんの声。

議会報告・意見交換会

テーマ 議会基本条例について

本町議会は、議会活性化の取組のひとつとして、「議会基本条例」の制定を旨としています。今回の議会報告・意見交換会では、同条例をテーマにした「議会基本条例」の制定に向けた取組について、ご意見を伺い、今後の取組に活かすための取組についてご説明いたします。

日時 平成31年2月16日・土曜日
午後1時30分～午後3時00分
※事前申し込みは不要です。直接会場へお越しください。

会場 仁木町民センター交流ホール

主催：仁木町議会
(問合せ先)
仁木町議会事務局
32-3954

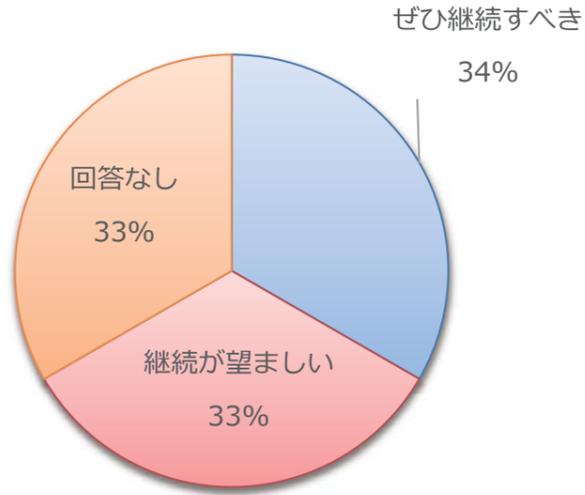
ぶち通信では、議会報告・意見交換会アンケートのうち、問6から問12までの集計結果をお知らせします。

☆ 配布者数 11人
☆ 回答者数 9人
☆ 回収率 82%

アンケートの内容

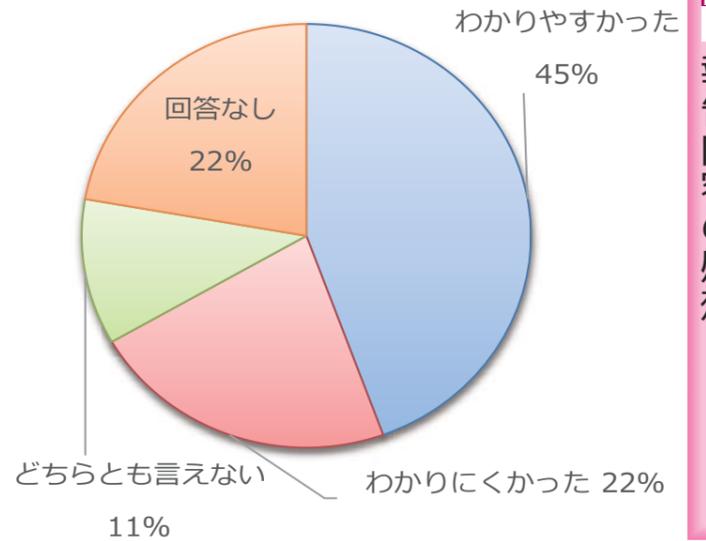
- 問1 参加者の居住地
- 問2 参加者の性別
- 問3 参加者の年齢
- 問4 議会報告・意見交換会の開催を知った理由
- 問5 議会報告・意見交換会の開催時間の感想
- 問6 報告内容の感想
- 問7 議会報告・意見交換会の評価
- 問8 議会報告・意見交換会の必要性
- 問9 議会傍聴の有無
- 問10 議会ホームページ閲覧の有無
- 問11 議会に期待すること
- 問12 町及び議会に対する意見など

問8 議会報告・意見交換会の必要性



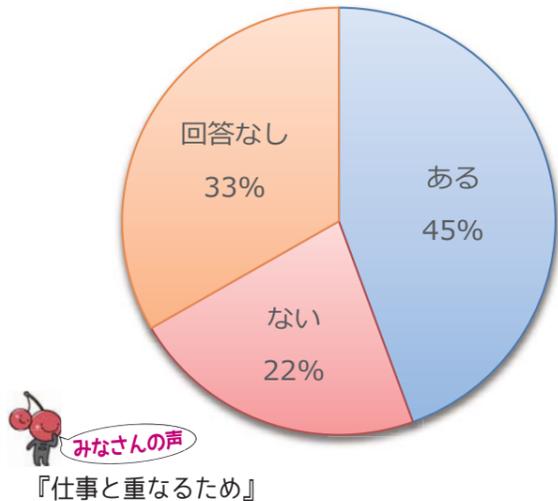
今回の集計では、ぜひ継続すべきの34%と、継続が望ましいの33%を合わせた継続の必要性が67%となり、前回85%を下回る結果となりました。町民の皆さまに議会報告・意見交換会の必要性を認識していただけるよう、報告会の内容等について、今後検討してまいります。

問6 報告内容の感想



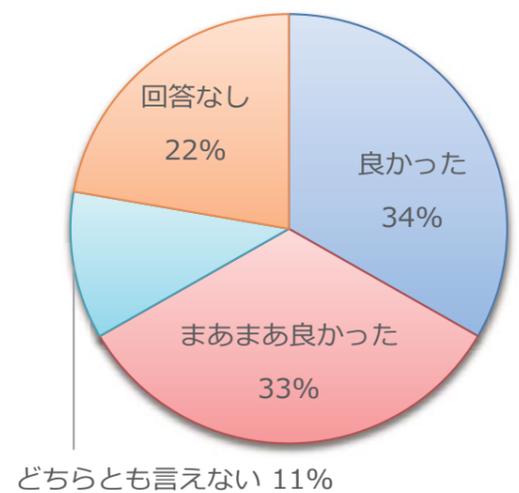
前回開催（平成30年2月）の集計では、報告内容がわかりやすかったと感じた方が33%でしたが、今回は45%と微増しました。しかしながら、わかりにくかったと感じた方については、17%から22%と増加する結果となりました。今回の結果を踏まえ、更にわかりやすい議会報告・意見交換会となるよう、検討してまいります。

問9 議会傍聴の有無



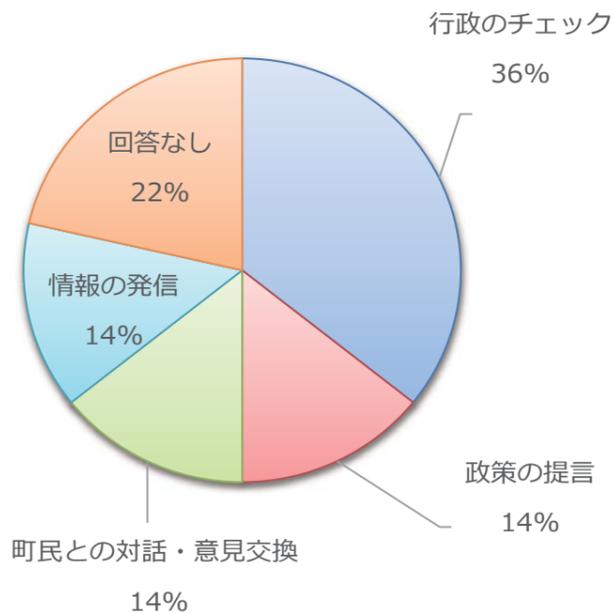
みなさんの声 『仕事と重なるため』

問7 議会報告・意見交換会の評価



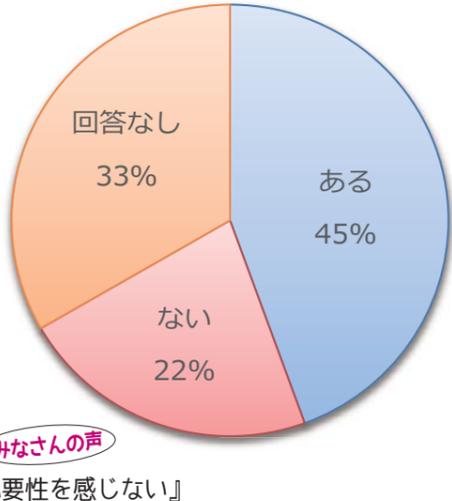
今回の集計では、良かったと感じた方が34%、まあまあ良かったと感じた方が33%であり、合計67%と前回の83%を下回る結果となりました。また、今回の参加人数は11人と、前回の12人よりも下回ったことから、たくさんの方々の町民の方々に来ていただけるよう、開催日時や周知方法等について、今後検討をしていく必要があると強く感じました。

問11 議会に期待すること（複数回答）



議会に期待することは、「行政のチェック」が36%で、「政策の提言」、「町民との対話」及び「情報の発信」が14%と同率でありました。町民の皆さまの期待が複数に分かれたことから、議会に対して様々な役割を求められていることがわかりました。

問10 議会ホームページ閲覧の有無



みなさんの声 『必要性を感じない』

議会に対する要望・意見など

アンケートの自由記載欄や、当日いただきましたご意見等の回答を掲載しています。
なお、詳細については、平成31年5月発行予定の議会だより122号に掲載します。

議会基本条例は全国でどのくらい制定されているのか。また、なぜ制定しようと考えたのか。

議会基本条例の制定状況については、約800の地方自治体が制定しています。

議会基本条例は、議会や議会活性化のための基本方針・原則であり、本町議会では、平成27年の改選を契機に議会活性化特別委員会を設置し、同委員会において、継続的な議会改革や町民の皆さまの負託にこたえていくために議会基本条例が必要であるとの結論に達したことから、同条例の制定を目指して取組を進めてまいりました。

議員のなり手不足を解消するには、議員報酬の引上げも検討すべきでは。

現在、議員の報酬については、引き上げる予定はございません。しかしながら、議員のなり手不足は、解決すべき重要な課題であるため、議員報酬の改定も含め、今後も継続して検討してまいります。

ご参加の皆さまから、多数の貴重なご意見やご要望をお寄せいただき、誠にありがとうございました。お寄せいただきましたご意見・ご要望は、議会として真摯に向き合い、今後の議会活性化に活かしてまいります。

重要なことを話し合う場なのに、参加人数が少ない。もっと周知すべき。

周知方法については、チラシの新聞折込や、ポスター掲示などを行いました。

今後は、参加者の増加に向けて、周知方法についての精査を行ってまいります。

行政のチェック機能はどうなっているのか。

町議会に期待することをアンケートしたところ、「行政のチェック」が最多となりました。（P3：問11参照）私たち議会議員は、行政の監視を行うことが重要であることを改めて感じたところがあります。これまで、町の重要な案件等については、慎重に審議してまいりましたが、今後も行政のチェックを怠ることなく、政策提言についても積極的に行うよう精進してまいります。

自由討議はどのように行うのか。

自由討議とは、議員相互で討議することによって、争点を明らかにし、意見の相違や共通点の確認を行い、より良い結論や合意形成を図るものです。

実施方法の詳細については、現在協議中ではありますが、委員会付託された重要な議案に対し実施する予定です。